

各種届出(申請)に係る留意事項

1 加算等の算定に係る留意事項

加算・減算の算定にあたっては、事業所等は事前に介護給付費算定に係る体制等について保険者に届け出る必要があります。また、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合にも、速やかに届出を行ってください。

(1) 届出書類

ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

「異動等の区分」：加算の算定を開始する際には「新規」、加算を追加する場合や変更する場合は「変更」、加算の算定を終了する場合は「廃止」を選択してください。

「異動項目」：変更する体制等の名称を記載してください。

「特記事項」：変更する加算全てについて、異動の内容を記入してください。

例：(開始) 変更前：介護職員処遇改善加算 なし 変更後：介護職員処遇改善加算Ⅱ
(変更) 変更前：サービス提供体制強化加算Ⅰイ 変更後：サービス提供体制強化加算Ⅱ
(取下げ) 変更前：介護職員処遇改善加算Ⅰ 変更後：介護職員処遇改善加算 なし

イ 介護給付費算定にかかる体制等状況一覧表

- ・同一所在地において行う事業(介護予防や短期利用を含む)全てについて記入してください。
- ・「その他該当する体制等」は、変更する加算の欄だけでなく、全ての項目について、該当する体制等に丸印を記入してください。

ウ 添付書類

加算等の算定にあたって必要な添付書類については、下記にてご確認ください。

高齢介護課 > 介護サービス事業者のみなさまへ > 各種届出について
> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(2) 届出日と算定開始月

サービス種類	算定開始月	届出期限
定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/(介護予防)認知症対応型通所介護/(介護予防)小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/居宅介護支援	翌月	毎月15日まで
認知症対応型共同生活介護/地域密着型介護老人福祉施設	翌月	毎月末日 ※1日の場合は提出月から算定可

(3) 介護報酬に関する各種書類の提出期限

・介護給付費過誤依頼書

同月過誤：毎月末日 (末日が土日祝日の場合はその前日)

通常過誤：毎月17日 (17日が土日祝日の場合はその前日)

※ 過誤申立は、国保連合会の審査を通過したものに限られます。

(保留・返戻・審査中のものは取下できません)

2 サービス事業所の指定・変更に係る留意事項

(1) 届出書類（確認が必要と思われる様式を抜粋）

ア 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

(ア) 夜間及び深夜の時間帯の設定方法

- ・小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護における夜間及び深夜の時間帯は、事業所ごとに利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとされています（基準第 63 条及び第 90 条）。夜間及び深夜の時間帯を、小規模多機能型居宅介護における通いサービスの提供時間や夜勤者の勤務時間としていて、人員基準を満たさない状態となっている事例がありますので、ご注意ください。

(イ) 兼務できない職種を時間又は日を分けて行う従業員の勤務形態の記載について

- ・地域密着型通所介護において、兼務できない職種を時間又は日を分けて行っている従業員の勤務体制表の記入方法等については、平成 29 年 5 月 9 日「地域密着型通所介護事業所の人員配置基準の注意すべき点について」(健高第 739 号)にて通知しておりますが、記載が適切ではない事例が見受けられます。
- ・兼務できない職種を時間又は日を分けて行っている従業員の勤務形態については、表を 2 行にして、兼務できない職種それぞれの勤務時間を記載してください。

(記載例) 生活相談員 (今治 太郎) とは別に介護福祉士資格を持つ介護職員 (今治 次郎) がおり、生活相談員が休んだ日だけ、当該介護職員が生活相談員として職務を行う場合

職種	勤務形態	資格	氏名	第 1 週						
				1	2	3	4	5	6	7
				土	日	月	火	水	木	金
生活相談員	A (常勤専従)	介護福祉士	今治 太郎			日	日	休	日	日
介護職員	B (常勤兼務)	介護福祉士	今治 次郎			日	日	-	日	日
生活相談員						-	-	日	-	-

イ 法 78 条の 2 第 4 項各号又は第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面

- ・介護予防サービスを行う事業所は、介護保険法第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約（参考様式 9-2）が必要です。
- ・地域密着型通所介護事業所については、参考様式 9-2 にて提出してください。
- ・当該法人の役員に加え、管理者の押印が必要です。

ウ 有資格従業員の資格証明書

- ・介護支援専門員の資格証明には、介護支援専門員証の写しが必要です。

(2) 提出期限

届出事項	提出期限
サービス事業所指定更新	指定有効期間満了日の <u>2 月前から 10 日前まで</u> (指定更新に際して、事業所への個別通知はありません)
サービス事業所の変更	変更があった日から 10 日以内